



八千代市監査公表第4号

平成30年7月2日

八千代市監査委員 江頭 博彦

八千代市監査委員 大谷 益世

八千代市監査委員 緑川 利行

平成28年度監査（生涯学習部）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置の公表について

平成29年7月3日付け八監第145号により提出した平成28年度監査（生涯学習部）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第199条第12項の規定により八千代市長から通知がありましたので、当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

対象機関	区 分	所見及び措置内容
文化・スポーツ課	要望事項	<p>1 八千代市文化施設及び八千代市有料公園施設の指定管理について</p> <p>【所見】</p> <p>当該施設の指定管理について、平成 29 年度で終了することから、平成 30 年度からの指定管理者募集に向けて指定管理業務の見直しを行い、効率的な運営体制となるよう努められたい。</p> <p>【措置内容】</p> <p>八千代市文化施設及び八千代市有料公園施設の次期指定管理期間（平成 30 年度～平成 34 年度）における指定管理業務においては、市が実施すべき事業と指定管理者が実施すべき事業を明確化することにより、市で実施すべきと判断した事業（ニューリバーロードレース・文化振興事業）を仕様書から除外しました。</p> <p>また、八千代市文化施設においては、施設の維持管理の効率化を図るため、勝田台市民文化プラザの共有部分の維持管理を勝田台文化センターの管理と一体で行うよう見直しを行いました。</p>
		<p>2 指定管理業務の管理について</p> <p>【所見】</p> <p>八千代市文化施設及び八千代市有料公園施設の指定管理について収支報告書を確認したところ、予算額と決算額に大幅な乖離がみられた。このため、要因の把握を行い、必要に応じて指定管理者と協議を行うなど指定管理業務の適切な管理に努められたい。</p> <p>【措置内容】</p> <p>平成 28 年度の八千代市文化施設及び八千代市有料公園施設の指定管理に係る収支決算書において、特に大きな乖離がみられた光熱水費については、これまで指定管理者が支払うこととしておりました。しかしながら、単価の変動しやすい光熱水費については、市が予算を持ち毎年度見直しを図ることで、より適正な予算の執行を行うことができると判断し、次期指定管理期間においては、光熱水費を市が支払うことといたしました。</p> <p>なお、光熱水費のうち電気料金については、他の公共施設と一体で電力契約を行うことが可能となり、従前の各施設単体での契約よりもスケールメリットを生かした契約が可能となります。</p> <p>また、その他に乖離がみられた予算においても、指定管理業務の適正化を図るため、平成 28 年度の決算書を基に次期指定管理料の積算を行いました。</p>